

屋外広告業の登録申請・変更等
(提出書類一覧)

平成17年9月

岡山市都市整備局都市計画課

1 登録申請の手続き等について

申請書類一覧

登録を受けようとする場合は、下表に従って所定の登録申請書等に必要事項を記載し、1部を提出してください。（条例第33条の2）

【屋外広告業登録（新規・更新）申請書類一覧表】・・・ 印が必要書類です。

書類の名称（様式番号）		申請者の区分		備考	根拠条項
		個人 未成年	法人		
登録申請書（様式13号）				市が発行する納付書で登録手数料を納めてください。	・規則第23条の2
略歴書 （様式14号）	申請者			法人の場合、法人自体の略歴書も必要です。	・規則第23条の3第1項第1号 ・規則第23条の3第1項第6号
	法定代理人	-	-		
	法人役員 （全員必要）	-	-		・規則第23条の3第1項第2号
誓約書（様式第15号）				登録申請者自身が誓約するものです。	・条例第33条の2第2項 ・規則第23条の3第1項第3号
住民票の抄本	申請者		-	住民票は、6ヶ月以内に発行されたものに限ります。本籍地の記載は不要です。（コピーは不可です。）	・規則第23条の3第1項第1号 ・規則第23条の3第1項第2号 ・規則第23条の3第1項第5号
	法定代理人	-	-		
	法人役員 （全員必要）	-	-		
	業務主任者				
登記事項証明書		-	-	登記事項証明書は、6ヶ月以内に発行されたものに限ります。（コピーは不可です。）	・規則第23条の3第1項第2号
業務主任者となる資格を証する書面				屋外広告物講習会修了証書の写しなど	・規則第23条の3第1項第4号

注）上記書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

2 登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、市長に届け出なければなりません。（条例第33条の5、規則第23条の5）

登録の変更の届出は、所定の変更届出書（様式第16号の2）とともに、変更する事項に応じて添付書類と一緒に提出してください。

【変更事項と必要な申請書類一覧表】

変更事項	必要書類
屋外広告業者（法人）の 名称・代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・登記事項証明書（法人の場合） ・略歴書（様式第14号） 新しい法人名 ・誓約書（様式第15号） 法人代表者が誓約する
屋外広告業者（個人）の 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・住民票の抄本 ・略歴書（様式第14号） 新しい法人名 ・誓約書（様式第15号） 法人代表者が誓約する
屋外広告業者の住所・所 在地	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・登記事項証明書（法人の場合） ・住民票の抄本（個人の場合）
営業所の名称・所在地の 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）
役員の氏名（法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・登記事項証明書 ・住民票の抄本 新たに役員に就任した者の分のみ ・略歴書（様式第14号） 新たに役員に就任した者の分のみ ・誓約書（様式第15号） 法人代表者が誓約する
法定代理人の氏名及び 住所	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・住民票の抄本 ・略歴書（様式第14号） ・誓約書（様式第15号） 未成年者本人が誓約する
業務主任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し ・新たな業務主任者の住民票の抄本
岡山市内で営業を行う 営業所の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2） ・登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る）

岡山市内で営業を行う 営業所の削除	・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）
----------------------	---------------------------

注1) 上記書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

注2) 登記事項証明書及び住民票の抄本は、原本を提出してください。

3 廃業等の届出について

必要事項を記載し、屋外広告業廃業等届（様式第16号の3）を1部提出してください。

4 その他

(1) 岡山市屋外広告物条例等の閲覧

岡山市屋外広告物条例 / 岡山市屋外広告物規則の閲覧については、岡山市のホームページから閲覧できます。

(2) 屋外広告業に関する問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市都市整備局都市計画課

都市景観係（本庁舎6階）

TEL 086-803-1373 / FAX 086-803-1741